

参考訳

下記は、リンクしたURLの参考訳となります。原文が必ずしも正しく表現されていない可能性があり、一部分かりづらい表現がありますので、ご了承下さい。

記事中にある日本とカンボジアで結んだ「特許ライセンス協力」というのは、特許の付与円滑化に関する協力 (CPG : Cooperation for facilitating Patent Grant) を指しているものと思われます。

チャム・プラシド氏はカンボジアの貿易の国際競争力と投資を支援している

.....

プノンペン：工業手工芸大臣は、「限られた知的財産法は貿易の競争は本当に良い。より多くのイノベーション、経済・社会発展に新しい投資と技術を引き付けるために、貿易の競争はとても重要である。」と語った。

工業手工芸大臣チャム・プラシド氏は、工業手工芸省、日本弁理士会 (JPAA) とカンボジア知的財産協会 (IPAC) が2018年2月19日に共同で行った知的財産法の実施に関するセミナーで、これを語った。大臣は、これまで工業手工芸省は職員、大学、企業、知的財産機関に対して、知的財産権に関するワークショップを開催してきたと述べた。

この活動は国際機関やパートナー国と協力して行われており、同省は知的財産に関する知識、特に学習するのに時間のかかる特許(Patent)の知識を拡大する為に、現在までこれらの活動に協力をしてきた。

.....

大臣は、知的財産法は貿易、投資などにおいて競争力を向上させ、より多くのイノベーションを支援し、経済的・社会的発展の基となる新しい技術の開発のために重要である、と続けて語った。カンボジアの知的財産法は10年以上前に発効し、その後カンボジアはWIPO条約メンバーに加入、過去1年の間に工業手工芸省はいくつかの覚書 (MOU) に調印した。この協定はカンボジアと日本、シンガポール、欧州連合などの国々との間に特許ライセンス協力の承認を得る為のものであった。これはカンボジアが知的財産法の施行を強化する適切な時期であり、それと同時に普及を促進する措置があるものであった。

また同氏は、外部からの投資を誘致するため、創造的な作品とイノベーションの保護を必要とする（知的財産権に関する）情報の普及・促進のために、カンボジアの知的財産協会とカンボジア王国弁護士会に対し、カンボジアの知的財産権に関する訴訟を専門的に解決できるようになる事を求めた。

チャム・プラシド大臣は、カンボジアアーティスト ルウム ブンハ氏の熱した鉄を使いヤシの葉に描いた作品を、日本弁理士会の副会長の木戸良彦氏にお土産を寄贈した。もちろん、この作品は2016年に工業手工芸省に特許認定されており、20年間登録されることとなっている。